

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会規約

(趣旨)

第1条 地域包括ケアの提供基盤となる質の高い福祉・介護人材（介護福祉士等の介護職員並びに社会福祉士等）の育成及び安定的な確保を目的として、福祉・介護に関わる事業所、職業・人材紹介機関、人材養成施設、事業者・職能団体及び各種支援機関・団体、国・県（以下「関係者」という。）の相互の役割分担と連携、協働によって、関係者の実施する個々の取組を最適化し、全体として計画的かつ一体的に事業を推進するため、関係者が自ら計画・実施・検証する推進組織を設置・運営する。

(名称)

第2条 推進組織の名称は、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会（以下「支援協議会」という。）とする。

(設置箇所)

第3条 支援協議会は、社会福祉法人 広島県社会福祉協議会（広島市南区比治山本町12-2。以下「県社協」という。）に設置する。

(設置期間)

第4条 支援協議会の設置期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とする。

(構成機関等)

第5条 支援協議会は、次の機関及び団体の代表者（以下「構成員」という。）で構成する。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会
一般社団法人広島県医師会
公益社団法人広島県看護協会
一般社団法人広島県介護福祉士会
公益社団法人広島県社会福祉士会
公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
公益財団法人介護労働安定センター広島支部
広島県社会福祉法人経営者協議会
広島県老人福祉施設連盟
広島県老人保健施設協議会
広島県身体障がい者施設協議会
広島県知的障害者福祉協会
広島県訪問介護事業連絡協議会
広島市域訪問介護事業者連絡会
広島県生活協同組合連合会
一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
広島県市長会
広島県町村会
広島労働局

広島県教育委員会
広島県

(運営)

第6条 支援協議会は、構成員により運営する。

- 2 支援協議会には、会長及び副会長を1名ずつ置く。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が委員から選任する。
- 4 会長は、必要に応じ会議を招集し、主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会等の設置)

第7条 支援協議会には、次の部会を設置する。

名 称	所 掌 事 項	定 数
人材マッチング・イメージ改善部会	①福祉介護人材の安定的確保に向けた体制の整備 ②社会的認知の確立や中・高校生の理解促進に向けた情報提供や啓発	7名以内
職場改善・資質向上部会	①福祉・介護事業所における就業環境改善の推進 ②従事者全体の知識・技術の底上げと高度な資質を有する人材の育成	7名以内

- 2 各部会の部会長は会長が選任し、部会の委員は部会長が選任する。
- 3 部会には、オブザーバーを置くことができる。
- 4 支援協議会及び部会には、必要に応じてワーキング・スタッフ会議を設けることができる。

(事務局)

第8条 支援協議会の事務局は、県社協に置く。

(費用負担)

第9条 支援協議会の設置及び運営に関する経費は、各年度に成立する予算の範囲内において広島県が負担する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

- 平成25年3月15日一部改正
- 平成25年6月24日一部改正
- 平成27年3月18日一部改正
- 平成28年4月 1日一部改正
- 平成30年4月 1日一部改正
- 令和 3年4月 1日一部改正